

# フロン類回収業のみなさまへ

## 1 フロン類回収業者の登録

- 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒として搭載されているフロン類の回収を行う事業者は、業を行おうとする事業所の所在地を管轄する静岡県知事又は静岡市・浜松市の市長の登録を受けなければなりません。
- フロン回収破壊法で第二種フロン類回収業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法のフロン類回収業者へ自動的に移行しました。
- 登録を受けないで使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を業として行った事業者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

### (1) 登録の申請

登録申請は、フロン類回収業者登録申請書【様式3】に従って作成し、添付書類を添えて申請してください。

### (2) 添付書類

『フロン類回収業の添付書類一覧表』の「新規」に示す書類を添付してください。

### (3) 提出部数

正本1部・副本1部

### (4) 提出先

『提出及び問い合わせ先一覧表』を参照し、提出してください。

### (5) 申請手数料

	静岡県	静岡市	浜松市
申請手数料	5,000円	5,000円	5,000円
手数料納付方法	静岡県収入証紙 添付	窓口より納付書を受取り、指定金融機関で納付	窓口で徴収

### (6) 通知

- 登録した後、申請者にフロン類回収業者登録通知書を交付します。
- 登録ができない場合は、理由を示して申請者にフロン類回収業者登録の拒否通知書を交付します。

### (7) 標識の掲示

登録を受けた事業者は、平成17年1月1日以降、事業所ごとに登録通知書若しくは下記の要件を満たした標識を公衆の見やすい場所に掲示してください。

- 縦・横20cm以上の大きさであり、フロン類回収業者であることを示すもの
- 氏名又は名称、登録番号、回収しようとするフロン類の種類を記載したものであること

## 2 登録後の手続き

### (1) 登録の更新 (正本1部・副本1部 : 手数料あり)

フロン類回収業者は、登録を受けてから5年ごとにその更新を受けてください。登録有効期限の1ヶ月前から、登録申請をしたときと同じ申請先で受付けます。

フロン類回収業者登録更新の申請書【様式3】に従って作成し、『フロン類回収業の添付書類一覧表』の「更新」に示す添付書類を添付してください。

※ 但し、フロン回収破壊法より自動移行した業者については、その法における登録日（複数事業所がある場合には、そのうち最も早い登録日）から起算して5年後に更新となることを留意してください。

**(2) 登録の変更届出** (正本1部・副本1部 :手数料なし)

フロン類回収業者として登録を受けた者が以下の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内にフロン類回収業者変更届出書及び『フロン類回収業の添付書類一覧表』の「変更届」で示すその届出に係る変更後の書類等を添付して、登録申請をしたときと同じ申請先に提出してください。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 事業所の名称及び所在地

ウ 法人にあっては、その役員の氏名

エ 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所

オ 回収しようとするフロン類の種類

カ フロン類の回収に使う設備の種類及び能力

キ フロン類回収設備の数

※ ただし、回収しようとするフロン類の種類の変更が伴わない「回収に使う施設の能力」や「フロン類回収設備の数」についてのみの変更は軽微な変更であり、届出をする必要はありません。

**(3) 廃業等の届出** (正本1部 :手数料なし)

廃業等をしたときは、その日から30日以内に、廃業等届出書【県様式第1号】にフロン類回収業者登録通知書を添付して登録申請先へ提出してください。